

相談支援事業所ほか障がい福祉サービス、介護サービス等の事業者の皆さまへ ～盲ろう者(児)の支援について～

視覚と聴覚の障がい重複した状態を「盲ろう」といい、こうした障がいのある方を「盲ろう者(児)」といいます。視覚および聴覚の障がいの程度によって、全盲ろう(全く見えず聞こえない)、弱視ろう(見えにくく聞こえない)、全盲難聴(全く見えず聞こえにくい)、弱視難聴(見えにくく聞こえにくい)に分類されます。こうした障がいの状態・程度によって、コミュニケーションや支援の方法は変わります。

【盲ろう者(児)とのコミュニケーション(例)】



Q.どうやってコミュニケーションを取つたらいいですか？

居宅介護事業所 Aさん

- A. 盲ろう者の手のひらに、ひらがなやカタカナの文字を書いて伝えることができる盲ろう者もいます。

(手書き文字)



(出典:社会福祉法人 全国盲ろう者協会)



Q.点字や手話ができる職員がいないから、サービスの提供は難しいですか？

訪問介護事業所 Bさん

- A. 盲ろう者に聴力が残っている場合、盲ろう者の耳元や補聴器のマイクなどに向かって話すことで伝えることができる人もいます。

(音声)



(出典:社会福祉法人 全国盲ろう者協会)



Q.手書き文字や音声で伝えられない人には、どうしたらいいですか？

相談支援事業所 Cさん

- A. 専門の知識・技能を習得し、盲ろう者のコミュニケーション支援を行う「盲ろう者通訳・介助者」を通訳者として活用できます。

(触手話) (指点字)



(出典:社会福祉法人 全国盲ろう者協会)

盲ろう者の支援は、専門の知識・技能が求められる場合ばかりではありません。誰にでも有効な方法とは限りませんが、家の中でのあらかじめ決まった支援内容などは「手書き文字」や「音声」でコミュニケーションが可能な盲ろう者もたくさんいます。事例を参考に、一人でも多くの盲ろう者の支援にご協力をお願いします。

■「同行援護」との併用(同時利用)が可能です。介護サービスを利用する場合にも、盲ろう者通訳・介助者による通訳の支援が可能です(※)

令和2年9月23日付 厚生労働省事務連絡(抜粋)

盲ろう者が介護サービスを利用する場合には、介護の提供に当たり、触手話や指点字等、専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となることから、障害者総合支援法による「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を活用し、当該事業所の従業者以外の支援者(以下、単に「支援者」という。)が介護サービス利用中に付き添い、コミュニケーション支援を行うことは差し支えない

※大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業の利用には、盲ろう者(児)の事前登録が必要です。また、派遣ができない場合もありますので、まずは盲ろう者等社会参加支援センターまでお問い合わせください。

【盲ろう者等社会参加支援センター】

担当：社会福祉法人大阪障害者自立支援協会

〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3番59号

電話番号 06-6748-0587 ファクシミリ番号 06-6748-0589

(盲ろう者等社会参加支援センター連携機関) ※本年度

NPO法人大阪盲ろう者友の会、NPO法人ヘレンケラー自立支援センターすまいる

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 電話番号 06-6944-9176 ファクシミリ番号 06-6942-7215